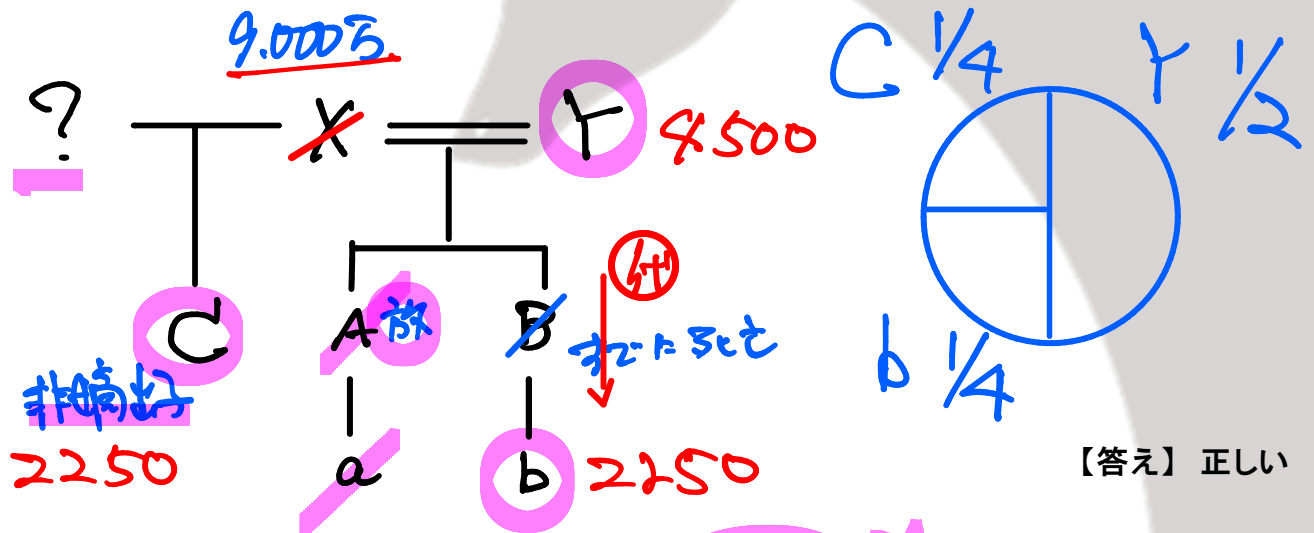


法定相続分の計算 宅建 H01-11-3 《#646》

【問】 正誤をつけよ。

Xは、9,000 万円の遺産を残して死亡した。Xには、配偶者YとYとの間の子Aがある。XとYとの間には、Aのほかに子Bもいたが、BはX死亡の前に既に死亡しており、その子bが残されている。さらに、Xには、非嫡出子Cもいる。また、Aには子aがあり、AはX死亡後直ちに相続を放棄した。Yが4,500 万円、bが2,250 万円、Cが2,250 万円の相続分を取得する。



《ポイント》 子及びその代襲者等の相続権 【★基礎必須】

1 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は「相続人の欠格事由」の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。（民法 887 条 1 項、2 項本文）

⇒ 相続放棄は、代襲相続しない